

令和4年度

# 橋本市予算

和歌山県橋本市

# 目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	11
4. 駐車場事業特別会計予算	14
5. 墓園事業特別会計予算	17
6. 農業集落排水事業特別会計予算	20
7. 土地区画整理事業特別会計予算	25
8. 介護保険特別会計予算	28
9. 後期高齢者医療特別会計予算	32
10. 工業団地造成事業特別会計予算	35
11. 水道事業会計予算	39
12. 下水道事業会計予算	41
13. 病院事業会計予算	43

# 一 般 会 計 予 算

## 令和 4 年度 橋本市一般会計予算

令和 4 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,021,115 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,640,442
	1 市 民 税	2,948,502
	2 固 定 資 産 税	2,701,823
	3 軽 自 動 車 税	227,020
	4 市 た ば こ 税	379,050
	5 入 湯 税	271
	6 都 市 計 画 税	383,776
2 地 方 譲 与 税		247,122
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	56,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	168,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	23,122
3 利 子 割 交 付 金		7,000
	1 利 子 割 交 付 金	7,000
4 配 当 割 交 付 金		39,000
	1 配 当 割 交 付 金	39,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		33,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	33,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		39,862
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	39,862
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,267,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,267,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		22,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	22,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		25,584
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	25,584
10 地 方 特 例 交 付 金		43,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	43,000
	2 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	0
11 地 方 交 付 税		8,330,000
	1 地 方 交 付 税	8,330,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		124,232

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 分 担 金	5,227
	2 負 担 金	119,005
14 使 用 料 及 び 手 数 料		363,774
	1 使 用 料	262,175
	2 手 数 料	101,599
15 国 庫 支 出 金		3,909,028
	1 国 庫 負 担 金	2,549,220
	2 国 庫 補 助 金	1,333,078
	3 委 託 金	26,730
16 県 支 出 金		2,183,142
	1 県 負 担 金	1,267,962
	2 県 補 助 金	636,395
	3 委 託 金	278,785
17 財 産 収 入		22,743
	1 財 産 運 用 収 入	22,626
	2 財 産 売 払 収 入	117
18 寄 附 金		252,645
	1 寄 附 金	252,645
19 繰 入 金		1,830,049
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,609
	2 基 金 繰 入 金	1,825,440
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		438,991
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	15,143
	2 市 預 金 利 子	110
	3 貸 付 金 元 利 収 入	660
	4 受 託 事 業 収 入	46,020
	5 雑 入	377,058
22 市 債		2,199,500
	1 市 債	2,199,500
歳 入 合 計		28,021,115

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		230,601
	1 議会費	230,601
2 総務費		2,536,257
	1 総務管理費	1,948,396
	2 人権対策費	12,361
	3 徴税費	284,604
	4 戸籍住民基本台帳費	101,244
	5 選挙費	141,177
	6 統計調査費	11,628
	7 監査委員費	23,867
	8 市民会館費	12,980
3 民生費		11,743,424
	1 社会福祉費	6,716,005
	2 児童福祉費	4,207,430
	3 生活保護費	819,987
	4 災害救助費	2
4 衛生費		2,983,102
	1 保健衛生費	919,763
	2 清掃費	1,246,785
	3 上水道整備費	30,520
	4 病院費	786,034
5 労働費		323
	1 労働諸費	323
6 農林水産業費		725,579
	1 農業費	669,351
	2 林業費	56,228
7 商工費		584,102
	1 商工費	584,102
8 土木費		2,156,298
	1 土木管理費	13,352
	2 道路橋梁費	869,127
	3 河川費	44,510
	4 都市計画費	951,324

(単位：千円)

款	項	金額
	5 住宅費	277,985
9 消防費		1,094,598
	1 消防費	1,094,598
10 教育費		2,426,371
	1 教育総務費	426,083
	2 小学校費	536,740
	3 中学校費	141,314
	4 幼稚園費	127,148
	5 社会教育費	523,395
	6 保健体育費	671,691
11 災害復旧費		3
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
12 公債費		3,519,967
	1 公債費	3,519,967
13 諸支出金		490
	1 土地開発基金費	490
14 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	28,021,115

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
財 務 会 計 シ ス テ ム 更 改 事 業	令和4年度～令和8年度	25,542千円
ポ ス タ ー 掲 示 場 撤 去 委 託	令和4年度～令和5年度	3,442千円
選 挙 公 報 印 刷	令和4年度～令和5年度	476千円
投 票 所 入 場 券 封 入 封 緘 等 委 託	令和4年度～令和5年度	2,224千円
第 3 次 障 が い 者 計 画 等 策 定 委 託	令和4年度～令和5年度	4,000千円
健 康 増 進 計 画 策 定 委 託	令和4年度～令和5年度	3,564千円
道 路 施 設 点 検 委 託	令和5年度	36,500千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 183,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
公営住宅建設事業	36,500			
学校教育施設等整備事業	145,000			
社会福祉施設整備事業	217,900			
一般廃棄物処理事業	11,100			
一般補助施設整備等事業	10,400			
地域活性化事業	10,500			
地方道路等整備事業	9,000			
合併特例事業	480,500			
緊急防災・減災事業	117,000			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	43,000			
公共施設等適正管理推進事業	196,800			
緊急自然災害防止対策事業	42,300			
上水道整備事業	2,800			
臨時財政対策債	693,000			
計	2,199,500			



# 国民健康保険特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,493,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,267,821
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,267,821
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 県 支 出 金		5,438,129
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,438,128
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		758,477
	1 一 般 会 計 繰 入 金	512,811
	2 基 金 繰 入 金	245,666
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		28,821
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	16,021
	2 雑 入	12,800
歳 入 合 計		7,493,300

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		81,957
	1 総 務 管 理 費	76,475
	2 徴 税 費	5,253
	3 運 営 協 議 会 費	229
2 保 険 給 付 費		5,384,775
	1 療 養 諸 費	4,681,361
	2 高 額 療 養 費	671,414
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	25,200
	5 葬 祭 諸 費	3,600
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,100
	7 傷 病 手 当 金	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,920,121
	1 医 療 給 付 費 分	1,379,842
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	407,752
	3 介 護 納 付 金 分	132,527
4 共 同 事 業 拠 出 金		9
	1 共 同 事 業 拠 出 金	9
5 保 健 事 業 費		90,543
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	72,537
	2 保 健 事 業 費	18,006
6 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
7 公 債 費		40
	1 公 債 費	40
8 諸 支 出 金		5,854
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,852
	2 繰 出 金	2
9 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,493,300

# 住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,262 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		243
	1 県 補 助 金	243
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,017
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,015
	2 雑 入	2
歳 入	合 計	6,262

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅資金貸付等事業費		6,262
	1 住宅資金貸付等事業費	6,262
歳 出	合 計	6,262



# 駐車場事業特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,974 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,972
	1 使用料	1,972
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	1,974

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		1,974
	1 駐 車 場 費	1,974
歳 出	合 計	1,974

# 墓園事業特別會計予算

## 令和 4 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,714 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		8,863
	1 使 用 料	8,861
	2 手 数 料	2
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		15,849
	1 基 金 繰 入 金	15,849
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		24,714

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		23,714
	1 墓 園 事 業 費	23,714
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	24,714



# 農業集落排水事業特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市農業集落排水事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,015 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		5
	1 分 担 金	5
2 使 用 料 及 び 手 数 料		22,662
	1 使 用 料	22,661
	2 手 数 料	1
3 繰 入 金		82,847
	1 一 般 会 計 繰 入 金	82,847
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 市 債		15,500
	1 市 債	15,500
歳 入 合 計		121,015

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費		61,530
	1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	61,530
2 公 債 費		58,485
	1 公 債 費	58,485
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	121,015

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
会 計 シ ス テ ム 改 修 委 託	令和4年度～令和5年度	2,090千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 15,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

# 土地区画整理事業特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市土地区画整理事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 238,736 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		700
	1 使用料	700
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		237,720
	1 一般会計繰入金	95,364
	2 基金繰入金	142,356
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		314
	1 雑収入	314
歳 入	合 計	238,736

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 区 画 整 理 事 業 費		147,953
	1 第 一 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費	147,953
2 公 債 費		90,783
	1 公 債 費	90,783
歳 出	合 計	238,736

# 介護保険特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 4 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,153,735 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,447,991
	1 介 護 保 険 料	1,447,991
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,891
	1 使 用 料	1,890
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,632,314
	1 国 庫 負 担 金	1,184,215
	2 国 庫 補 助 金	448,099
4 支 払 基 金 交 付 金		1,850,855
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,850,855
5 県 支 出 金		1,021,780
	1 県 負 担 金	972,332
	2 県 補 助 金	49,448
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,198,607
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,151,352
	2 基 金 繰 入 金	47,255
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		295
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	293
歳 入 合 計		7,153,735

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		163,817
	1 総 務 管 理 費	86,582
	2 徴 収 費	2,631
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	74,604
2 保 険 給 付 費		6,638,493
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,929,400
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	258,800
	3 そ の 他 諸 費	7,143
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	174,480
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	33,350
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	235,320
3 地 域 支 援 事 業 費		338,819
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	190,317
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	41,305
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	106,977
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		2,604
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	1
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,153,735

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託	令和4年度～令和5年度	6,000千円

# 後期高齢者医療特別会計予算



## 令和 4 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,901,158 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		743,381
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	743,381
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,146,036
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,146,036
4 諸 収 入		11,738
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 受 託 事 業 収 入	10,697
	4 雑 収 入	269
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,901,158

## 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		38,346
	1 総務管理費	38,171
	2 徴収費	175
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,856,188
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,856,188
3 諸支出金		771
	1 諸支出金	770
	2 繰出金	1
4 保健事業費		4,853
	1 保健事業費	4,853
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	1,901,158

# 工業団地造成事業特別会計予算

## 令和 4 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 4 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,660,733 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		177,540
	1 国 庫 補 助 金	177,540
2 県 支 出 金		1,440,537
	1 県 補 助 金	36,726
	2 県 委 託 金	1,403,811
3 繰 入 金		83,164
	1 基 金 繰 入 金	83,164
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,558,091
	1 雑 入	1,558,091
6 市 債		401,400
	1 市 債	401,400
歳 入 合 計		3,660,733

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 工業団地造成事業費		3,660,602
	1 工業団地造成事業費	3,660,602
2 公 債 費		131
	1 公 債 費	131
歳 出	合 計	3,660,733

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 244,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
和歌山県工業団地等整備資金貸付	157,100	証書借入	無利子	満期一括償還 (貸付期間:10年以内)



# 水道事業会計予算



# 令和4年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 給 水 戸 数       | 27,172 戸                 |
| (2) 総 給 水 量       | 7,854,491 m <sup>3</sup> |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 21,519 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主 な 建 設 工 事   |                          |
| (イ) 配水施設建設改良工事    | 245,120 千円               |
| (ロ) 上水道拡張工事       | 1,107,352 千円             |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,892,643 千円
第1項 営業収益	1,491,193 千円
第2項 営業外収益	401,447 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,691,994 千円
第1項 営業費用	1,601,060 千円
第2項 営業外費用	85,067 千円
第3項 特別損失	867 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,175,514千円は過年度分損益勘定留保資金182,106千円及び当年度分損益勘定留保資金503,236千円、建設改良積立金490,172千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	431,600 千円
第1項 国庫支出金	16,891 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	8,767 千円
第4項 出資金	3,408 千円
第5項 補償金	36,030 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	366,500 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,607,114 千円
第1項 建設改良費	265,485 千円
第2項 拡張費	1,150,626 千円
第3項 企業債償還金	189,512 千円
第4項 国庫補助金返還金	491 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道台帳管理システム再構築委託業務	令和4年度から 令和10年度まで	52,294千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	366,500千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費      172,113      千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、45,312千円と定める。

令和4年2月14日      提 出

橋本市長      平 木 哲 朗

# 下水道事業会計予算

# 令和4年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	10,882 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,899,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,682 m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	422,753 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	761,750 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	58,306 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,752,798 千円
第1項 営 業 収 益	714,509 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,038,286 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,739,965 千円
第1項 営 業 費 用	1,577,571 千円
第2項 営 業 外 費 用	156,992 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額418,540千円は過年度分損益勘定留保資金261,218千円及び当年度分損益勘定留保資金157,322千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,723,501 千円
第1項 国 庫 支 出 金	194,911 千円
第2項 負 担 金	10,800 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	16,643 千円
第4項 他 会 計 出 資 金	146,145 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項 企 業 債	1,355,000 千円
第6項 基 金	1 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,142,041 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,271,929 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	867,726 千円
第3項 基 金 積 立 金	1,386 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	1,355,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 74,491 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、460,116千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,546千円である。

令和4年2月14日 提出

橋本市長 平木哲朗

# 病院事業会計予算



# 令和4年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病 床 数		300	床
(2) 年 間 患 者 数			
入 院		87,600	人
外 来		128,790	人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
入 院		240	人
外 来		530	人
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	389,000	千円
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	50,000	千円

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業			
(イ) 月間利用者数		84.6	人
(ロ) 月間利用回数		621	回
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業			
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数		41.7	人
(3) 主要な建設改良事業			
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	1,379	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,314,771 千円
第1項 医業収益	6,477,669 千円
第2項 医業外収益	579,620 千円
第3項 訪問看護収益	72,548 千円
第4項 特別利益	184,934 千円

支 出	
第1款 病院事業費用	7,647,035 千円
第1項 医業費用	7,356,597 千円
第2項 医業外費用	205,216 千円
第3項 訪問看護費用	75,508 千円
第4項 特別損失	8,714 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額274,546千円は過年度分損益勘定留保資金274,546千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	757,038 千円
第1項 他会計負担金	314,485 千円
第2項 補助金	1,903 千円
第3項 企業債	439,000 千円
第4項 投資	1,650 千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,031,584 千円
第1項 建設改良費	442,538 千円
第2項 投資	13,537 千円
第3項 企業債償還金	575,509 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	439,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |           |    |
|-----------|-----------|----|
| (1) 職員給与費 | 4,106,308 | 千円 |
| (2) 交際費   | 3,030     | 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は152,763千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、608,190千円と定める。

令和4年2月14日 提出

橋本市長

平木 哲朗